

## 堺市権利擁護サポートセンター事業の取り組み状況について

## 1. 事業概要

認知症や知的障害・精神障害等により判断能力が十分でない方等、弱い立場に置かれがちな人の権利擁護に関する相談や支援活動、虐待を防ぐための取り組み、成年後見制度の利用促進や後見活動への支援、担い手の確保や養成等、権利擁護に関する様々な取り組みを関係機関等と連携して推進する。

○名称：堺市権利擁護サポートセンター（堺市委託事業）平成25年4月開設

○事業内容

①権利擁護・成年後見制度に関する専門相談・専門支援事業

②虐待対応等に関する相談支援事業

センター職員（社会福祉士）による相談支援

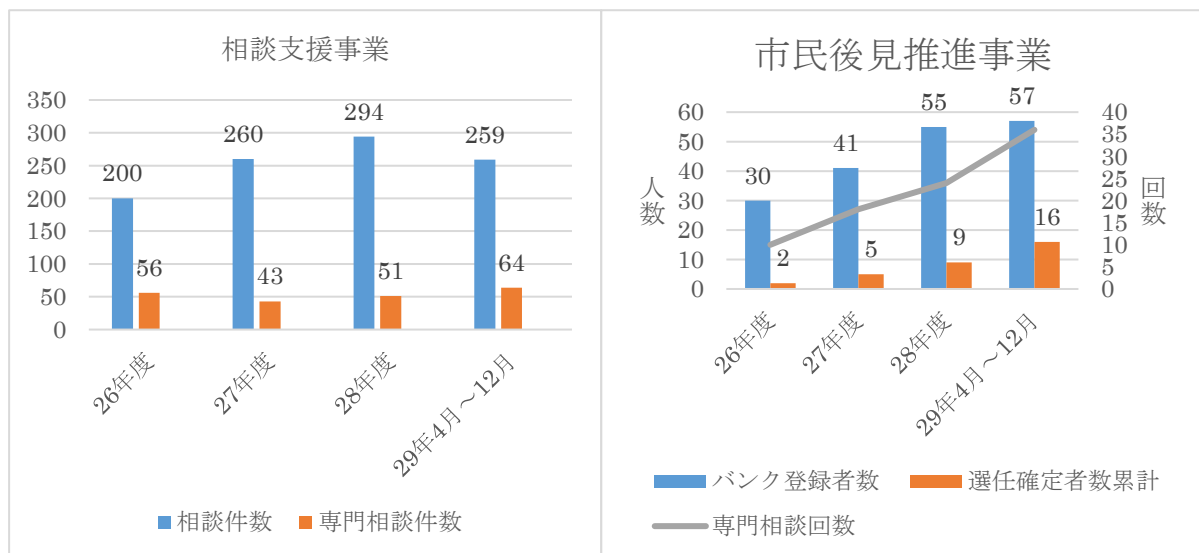
法律職（弁護士・司法書士）と福祉職（センター職員・専門職団体派遣の社会福祉士）の協働による専門相談支援

③市民後見推進事業

養成講座実施・バンク登録者向け研修実施・受任調整会議の開催・受任者相談支援（専門相談）

④権利擁護に関する広報・啓発、研修、情報提供に関する事業

## 2. 事業実施状況（平成26年4月～平成29年12月）



## 3. 今年度実績（平成29年4月～12月）

（1）新規相談件数：259件／支援回数（のべ）：4617回

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
新規件数	21	41	19	32	45	30	21	29	21			
対応回数	492	529	608	451	515	568	567	420	467			

（2）市民後見推進事業

養成講座受講者数 14名・バンク登録者向け研修 5回実施（全6回）

## 4. 特徴と今後に向けて（成果・課題）

- 1) 相談体制の充足・支援ネットワークの構築…実績に伴い、相談件数・市民後見受任者数が急激に増加している。センターの体制充足のみならず、地域の支援機関との支援体制の構築が急務である。
- 2) 地域づくり…市民後見活動によって、新たな地域福祉の担い手を開拓しており、継続が重要である。
- 3) 専門職との適切な支援関係の構築…福祉職の専門性を高め、法律職との一層の協働を進めていく。